

長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置) に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

長伏公園は、昭和49年4月に供用を開始した都市公園で、多くの市民に利用されている。当該公園の各施設は老朽化が著しいため、長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置)として長伏プール跡地の一部に、官民連携により全国的に誇れる子育てしやすい街のシンボルとなる大型複合遊具を整備するため公募型プロポーザルを実施する。

本実施要領は、当該事業の契約候補者を公募型プロポーザルにより選定する手続等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置)
- (2) 業務箇所 長伏(ながぶせ)公園(静岡県三島市長伏274番3他)
- (3) 業務内容

本業務は、長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置)の設計及び施工を一括発注するデザインビルド方式により行うものとする。施工方法については、別紙1「長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置)要求水準書(以下「要求水準書」という。)」に基づき実施するものとする。

- (4) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案限度額 1億5,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 提案者要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがあった者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 提案募集に係る公告の日から契約候補者の選定の日までの期間に、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱(平成4年三島市告示第127号)第2条第1項に規定する入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 三島市暴力団排除条例(平成24年三島市条例第6号)に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(4)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。（様式第1-4号）

エ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

オ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

4 日程及び提出書類(概要)

(1) 日程

| 項目 | 日程・提出期限 |
|-------------------------------------|---------------------|
| 実施要領の公表 提案意向申出書の受付開始 質問書の受付開始 | 令和6年11月11日(月) |
| 質問書の受付終了 | 令和6年11月18日(月)午後5時 |
| 質問の回答 (随時ホームページへ掲載) | 令和6年11月22日(金) |
| 提案意向申出書の提出期限 | 令和6年11月29日(金) |
| 提案者要件の確認・通知期限 | 令和6年12月6日(金) |
| 企画提案書の受付開始 | 令和7年1月10日(金) |
| 企画提案書の受付終了 | 令和7年1月17日(金) |
| プレゼンテーションによる審査 | 令和7年1月29日(水)・30日(木) |
| 審査結果の通知 | 令和7年2月6日(木) |
| 工事請負契約の締結 | 令和7年3月上旬(予定) |

(2) 提出書類

| 提出書類 | 様式名 | 様式番号 | 部数 | 提出期間 |
|-------------|--------------|-----------|------------------------------|-----------------------------|
| 参加表明 書関連 | 提案意向申出書 | 様式第1号 | 正本1部 | 令和6年11月11日(月) ～11月29日(金) |
| | プロポーザル誓約書 | 様式第1-2号 | | |
| | 会社概要書 | 様式第1-3号 | | |
| | 共同事業体届出書兼委任状 | 様式第1-4号 | | |
| 質問関連 | 質問書 | 様式第2号 | 正本1部 | 令和6年11月11日(月) ～11月18日(月) |
| 企画提案 書関連 | プロポーザル提案書 | 様式第3号 | 正本1部 副本11部 (内黒塗 8部) | 令和7年1月10日(金) ～1月17日(金) |
| | 企画提案書 | A4横型・様式任意 | | |
| | 完成予想イラスト図 | 任意様式・A4横型 | | |
| | 遊具エリア全体の構想図 | 任意様式・A4横型 | | |
| | 業務実施体制表 | 様式第3-2号 | | |
| | 工事工程表 | 任意様式 | | |
| | 他施設業務実績表 | 様式第3-3号 | | |
| 価格提案書(見積書) | 任意様式・A4縦型 | | | |

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和6年11月11日(月)～11月29日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 配布場所 担当部署で配布するほか、三島市ホームページからダウンロード可。

6 参加表明

- (1) 受付期間 令和6年11月11日(月)～11月29日(金) 午後5時必着
- (2) 提出先 「13 各種書類の提出先及び問い合わせ先」に提出すること
- (3) 提出方法 持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類

ア 提案意向申出書(様式第1号)

イ プロポーザル誓約書(様式第1-2号)

ウ 会社概要書(様式第1-3号)

※会社概要のパンフレット等がある場合には添付すること。

エ 共同事業体届出書兼委任状(様式第1-4号)

※共同事業体で参加申請する場合のみ提出すること。

- (5) 参加資格要件の確認

提出された書類に基づき審査した結果、参加資格要件がないと市が判断した場合のみ、令和6年12月6日(金)までに、当該参加表明者にその旨を連絡する。なお、参加資格要件がないとされた者は、令和6年12月13日(金)までに文書(任意様式)により、理由の説明を要求できる。

7 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和6年11月11日(月)～11月18日(月) 午後5時必着
- (2) 質問方法 電子メールにより、「13 各種書類の提出先及び問い合わせ先」に提出すること。
- (3) 質問様式等
 - ア 様式は、質問書(様式第2号)を使用すること。
 - イ 件名は「長伏公園再整備事業第1期工事(大型複合遊具設置)に関する質問」とすること。
 - ウ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。
 - エ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時 令和6年11月22日(金)
- (5) 質問への回答は、市ホームページに掲示し、個別回答はしない。
- (6) その他
 - ア 電話・来訪による質問には応じない。
 - イ 公表する内容は質問とその回答のみとし、質問者の名称等は公表しない。
 - ウ 類似または同趣旨の質問に対しては、一括して回答する。
 - エ 回答の公表をもって、本募集要領の補完、追加及び修正とする。
 - オ 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがある。

8 企画提案書

(1) 提出期限 令和7年1月10日(金)～1月17日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出書類

以下について、正本1部、副本11部を提出すること。尚、副本11部のうち8部については事業者名を黒塗りするなどして申請者が特定できないようにして提出すること

ア プロポーザル提案書(様式第3号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 完成予想イラスト図(任意様式)

エ 遊具エリア全体の構想図(任意様式)

オ 業務実施体制(様式第3-2号)

カ 工事工程表(任意様式)

キ 他施設業務実績表(様式第3-3号)

ク 価格提案書(見積書)(任意様式)

(3) 提出場所 「13 各種書類の提出先及び問い合わせ先」に提出すること

(4) 提出方法 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

(5) 企画提案書の作成方法

ア 要求水準書に沿った提案書を作成すること。要求水準書中の「5 要求水準」に記載されている各項目の順に作成すること。

イ 事業者名及びロゴマーク等を黒塗り、未記載にするなどして申請者が特定されないようにして提出すること。

ウ A4判横型、横書き、両面印刷で製本したうえ、表紙を除き通しのページ番号を付すること。

エ A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4判サイズにゼット折とする。

オ 提案文字の大きさは11ポイント以上とする。

カ カラー印刷は可とし、文章を補完するために必要な概念図や表、グラフ、イメージ図等を使用し、考え方を簡潔に記載するよう努めること。

(6) 価格提案書(見積書)作成方法

ア 価格提案書は要求水準書をもとに積算し、その他本事業に関わるすべての費用について記載するとともに、必要に応じてプレゼンテーションの際にその内訳について説明すること。

イ 価格提案書(見積書)(様式自由)は、各項目の予定数量及び単価の詳細を記載すること。

ウ 価格提案書の金額は、税込・円表示で消費税及び特別地方消費税を含む額(消費税及び特別地方消費税の合計税率は10%とする)とし、「2 業務概要」中の「(5) 提案限度額」に記載した総額を超えないこと。

(7) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、三島市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書、価格提案書及びその他提出資料について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日時・会場

令和7年1月29日（水）及び30日（木）に三島市役所で開催する。なお、詳細な日程及び会場については、別途通知する。

イ 時間配分

1事業者あたり50分を限度とする。そのうち冒頭30分以内で事業者からのプレゼンテーションを受け、その後、選定委員会によるヒアリングを20分実施する。

なお、会場にはプロジェクター、スクリーンを配置するので使用を可とする（PC等の機器については提案者が持参する）

ウ 人数

1事業者あたり4名以内とする。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて評価する。また、公平、公正な意見陳述を行うことができるよう、審査において事業者の名前は伏せて実施する。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 提案書の提出ができなくなる場合を除いた者のうち、第1順位候補者とした委員の人数が最も多い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 第1順位候補者とした委員が最も多い者が複数の場合は、総合点の最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ 総合点の最も高い者が複数である場合は、委員長がそのうちで高い得点をつけた者を候補者として選定する。

エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、企画提案書の提出をすることができないものとする。既に企画提案書の提出をしているときは、これを提出していないものとみなす。

ア 提案者要件を欠くに至ったと市長が認めるとき

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき

- エ 価格提案書の金額が提案限度額を超えるとき
- オ その他評価に影響を与える不正又は不誠実な行為があったと市長が認めるとき

10 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、審査結果の通知日翌日に、下記項目において三島市ホームページにおいて公表するとともに、事業担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 随意契約の名称及び内容
- (2) 契約候補者の名称及び選定理由
- (3) 評価の結果(提案者の名称、第1順位候補者とした委員の人数及び総合点)

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と三島市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、三島市契約規則第33条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、第2順位者を契約候補者とする。

12 その他

- (1) 提案意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提案意向申出書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 提案意向申出書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。

13 各種書類の提出先及び問い合わせ先

| | |
|--------|---------------------------------|
| 住所 | 〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号 |
| 担当部署 | 三島市計画まちづくり部みどりと水のまちづくり課 |
| 電話番号 | 055-983-2643 |
| FAX番号 | 055-973-5722 |
| E-mail | midori@city.mishima.shizuoka.jp |